

## 福井市公正入札調査等委員会の開催概要について

このことについて、令和6年度福井市公正入札調査等委員会（第2回）を開催しましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

### 記

- 1 日 時 令和6年11月8日（火） 9:30～11:50
- 2 場 所 福井市役所 本館8階 第3委員会室
- 3 出席委員 委員5名
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ・入札及び契約手続きの運用状況の報告（令和6年4月～令和6年7月）
    - ・抽出事案審議（5件）
    - ・管工事における入札状況の報告
  - (3) 閉会
- 5 会議概要
  - (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告（契約課）
    - ・契約件数、請負率の状況について説明。
  - (2) 上下水道局の入札及び契約手続きの運用状況の報告（経営管理課）
    - ・契約件数、請負率の状況について説明。
  - (3) 抽出事案審議
    - ア 審議事案1
      - 「灯明寺中学校校舎・体育館防水改修工事」（条件付一般競争入札）
        - Q 管工事等は部材価格の影響で請負率が高止まりする傾向があると聞いているが、防水改修工事は、技術的要素や工夫によって、価格が上下することがあまりない業種なのか。
        - A 本工事は、同時に発注した外壁工事の足場を共用して施工するため、外壁工事の工程とあわせた、工事を行うことから応札率が高くなったと考えている。
        - Q 一般家庭だと、効率を考えて外壁と屋根工事を一括して発注するが、分割発注した理由は、
        - A 国から中小企業者との契約に関して、中小規模の地元建設業者、専門工事業者等の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事は、分離分割して発注を行うよう努める基本方針が出されている。今回はその方針に基づき、分離分割して発注し地元業者の育成に努めたものである。
    - イ 審議事案2
      - 「森田北東部地区10号公園敷地造成等工事」（条件付一般競争入札）
        - Q 入札業者が多い工事だが、同じ金額が3者で、その他の業者は入札金額が非常に近い。この状況はどのように考えているか。
        - A 工事内容として側溝工事や路盤設置工事等、基本的に市場単価が分かる一般的な工種が大部分を占めるため、各業者の積算精度がある程度高くなったのではないかとと思われる。

#### ウ 審議事案 3

「東安居団地 1 号館解体工事」(総合評価方式 特別簡易型)

- Q 総合評価の特別簡易型は、比較的金額を重視する総合評価型方式だと認識しているが、結果的に技術力が重視されている。この案件は施工上、技術を必要とするような工事なのか。
- A 本工事は約 4,000 平方メートルあり、建物規模としては大きな解体工事である。また、周辺環境に非常に影響を与えることが想定されるため、金額だけではなく、業者や作業員の技術力も条件として入札に付した。
- Q 業者の技術力の項目で、類似工事の施工実績と過去の工事成績が逆転している。また、配置予定技術者の技術的能力についても、取得資格の点数が高いが施工経験が少ないため逆転している。このことから、過去の施工実績を重視していると理解すればよいのか。
- A 実績のみを評価せず、会社や技術力を評価した結果がこのような差として現れたと思う。福井市としては、この総合評価方式で総合的に入札業者の評価を行った。
- Q この評価内容について過去の工事実績等が項目となっているが、評価点の結果は業者等に公開されるものなのか。また、業者側も改善の努力ができるのか。過去の実績について、過去何年間などの基準があるのか。
- A 過去 10 年間の類似工事の実績を持つ業者数を調査し、10 者未満の場合は、20 年間まで延長することとしている。今回は平成 16 年度まで期間を設定している。  
また、結果一覧表は公表されているため、資格者不足やスキルアップ等の努力すべき項目を確認し、自社体制の改善につなげることは可能である。

#### エ 審議事案 4

「R6 水管 071 号 重要給水施設配水管さや管推進工事」(総合評価方式 特別簡易型)

- Q 調査基準価格と失格基準価格は、総合評価方式の場合は何%という決まりはあるか。
- A 調査基準価格は、一般競争入札の最低制限価格と同じで、土木は 90%から 92%間で設定している。失格基準価格は、調査基準価格で設定した 90 から 92%の率で決まった金額の 90%を失格基準価格と設定し、その金額を下回ると失格ということになる。
- Q 総合評価方式において調査基準価格は適正に施工することを証明させるための価格だと思う。それを下回る失格基準価格を設定することは矛盾するのではないか。
- A 失格基準価格は、予定価格の 80%程度となる。さらにそれを下回るとなると、ダンピング等の可能性もあり、下限を設けるべきと判断している。下限の失格基準価格と調査基準価格の間の応札額は低入札と判断し、調査対象として施工可能かを審議している。  
失格基準価格を下回る案件は、施工が困難で、ダンピングの可能性があると判断で制度を運用している。

#### オ 審議事案 5

「R6 集施 611 号 酒生西部地区農業集落排水処理施設ばっ気攪拌装置分解整備工事」  
(指名争入札)

- Q 過去に使用機器のメーカーと取引が多い業者の応札額が極端に低く、他業者の応札額が高値で集中するような傾向が見られた。今回の案件は、意外とばらつきがあったことから、各業者が調達しやすい汎用品が含まれているのか。
- A メーカーの特約店の業者は、そのメーカーを使うことがあるが、本案件の応札業者の 9 者は機器メーカーに問い合わせ、部品を調達すると推察される。

#### (4) 管工事における入札状況の報告

管工事の入札について、今後も引き続き調査する。